

## 国民年金のお知らせ

### 「付加保険料」納付のすすめ

月々の定額保険料に月額400円の付加保険料をプラスして納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。付加保険料を納めることができるのは、農業や自営業などを営む第1号被保険者および任意加入被保険者（60歳以上65歳未満）です。納付は、申し込んだ月分からとなり、国民年金基金に加入している人は、納付することはできません。付加年金の額は「200円×付加保険料納付月数」で計算されます。

\*2年以上受給すると支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れますのでお得です。

\*付加年金は老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金です。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」（増額や減額）などはありません。

\*付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げまたは繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります。

ご希望の人は、年金手帳・印鑑を持参の上、市民課または各支所でお申し込みください。

市民ニーズを効果的・効率的に事業に反映させながら、市民の皆さんと市による協働のまちづくりを進めるため、平成23年度実施事業のうち36事業について、外部評価を行いました。評価結果は次のとおりです。



▲7月30日、牛島授公委員長から横山市長に評価結果が報告されました

### 三豊市事務事業外部評価委員会 評価結果を市長に報告

評価区分	評価結果
廃止	1 事業
休止	1 事業
民営化	1 事業
国・県が実施	1 事業
縮小	6 事業
見直し	10 事業
民間活力拡大・市民等との協働化	2 事業
拡充	2 事業
現行どおり	16 事業
合計	36 事業

※評価報告書は市ホームページで公表しています。

委員会における議論や評価結果に基づき、事業の再点検・見直しを行い、今後の事業計画や新年度予算に反映させていきます。

▼問い合わせ  
企画財政課 ☎73・3010

【注意】  
付加保険料が納付期限までに納付されなければ、納付をやめる申し出をしたものとみなされます。再び納付を希望する場合は、申し出が必要になります。

▼問い合わせ  
市民課 ☎73・3005

### 年金相談を開設します

全国社会保険労務士会連合会運営の「街角の年金相談センター高松（オフィス）」では、社会保険労務士による年金相談所を開設します。相談料は無料で、申請等の手続もできます。



日時 9月12日（水）  
午前10時～午後3時

場所 三豊市役所西館

持参品 年金手帳、年金証書、振込通知書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。

※代理の人が来る場合は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できるものが必要。

▼問い合わせ

街角の年金相談センター高松（オフィス）  
☎087（811）6020

※電話による年金相談は受け付けていません。

### 市営墓地の使用者を募集します

詫間中央霊園（詫間町）の使用者を募集します。希望する人は、次の募集要項を確認のうえ、環境衛生課または各支所までお問い合わせください。

#### 詫間中央霊園

（所在地） 詫間町詫間 7053 番地 1  
（募集区画） 167 区画（3.00㎡～7.78㎡）  
（永代使用料） 402,000円～722,260円



詫間中央霊園（詫間町詫間）

資格要件（どちらかの要件を満たす人）

・市内に本籍がある人

・市内に引き続き1年以上住所を有する人

申し込み

申請書は環境衛生課・各支所にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。

また、市ホームページからも閲覧できます。



個人の土地（宅地・田んぼの一面など）に墓所を設けることはできません

▼問い合わせ

環境衛生課 ☎73・3007

## 該当者を募集します

白薦・他薦は問いません！

### 三豊市ものづくり大賞

ものづくりを通して、産業振興に功績のあった企業と個人を表彰します。地域の活性化に積極的に取り組んでいる皆さん『ものづくり大賞』にご応募ください！

対象 優れた技術や新製品など、地域経済の発展に寄与している企業や個人

応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、郵送またはメールでご応募ください。

応募期限 10月19日（金）

▶応募先・問い合わせ 産業政策課 ☎73-3013  
〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地1  
Eメール sangyou@city.mitoyo.kagawa.jp

### 三豊市日本一名誉賞

市内における日本一の人や団体を「三豊市日本一名誉賞」として表彰し、市をあげてその栄誉をたたえることにより、全国に誇れる活力あるまちづくりをすすめています。スポーツや芸術、全国規模の競技会や品評会で優勝や最優秀を獲得した人や団体などが対象となります。

市内に在住または市内にある職場や学校から出場し、平成23年12月19日以降に日本一を受賞された皆さんをぜひお知らせください。

▶秘書課 ☎73-3001